

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長渡邊将志及び最高財務責任者服部聡昌は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を表す指標として最も適切と判断しており、各事業拠点の当事業年度の売上高予算の金額が高い拠点から合算していき、当事業年度の売上高予算のおおむね3分の2程度に達している6事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、完成工事未収入金、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しております。

記

当社は、当事業年度における決算手続の過程において、差入保証金の評価について見積りに関する監査法人からの指摘を受けて社内で再検討した結果、過年度に遡る誤謬が存在することが判明したため、過年度の決算を訂正しております。当該誤謬は、決算・財務報告プロセスにおいて、見積りの前提となる情報の把握、評価方法の検討及びその妥当性に関する検証が十分でなかったことに加え、数値全体の整合性や傾向を検証するチェック体制が十分に機能していなかったことにより、差入保証金の評価差額にかかる貸倒引当金の計上不足を適時に防止又は発見することができなかったことに起因するものであります。

また、当社は前事業年度において、経理担当者の退職等による財務報告の作成に必要な人的リソース不足により、適切な決算財務報告に対応できる必要かつ十分な人員体制を構築できておりませんでした。その結果、社内のチェック体制が不十分であり、会計上の見積もりに対する補完統制が運用されておらず、決算作業及び監査法人への監査資料等の提供が著しく遅延したため、当該事項は財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社はこれを受けて当事業年度中に是正措置を講じたものの、過年度訂正により想定以上に業務量が増加したことに加えて、さらなる退職者の発生や外部専門家の活用が限定的なものにとどまったことに等の理由により、十分に改善することができませんでした。

その結果、前事業年度に引き続き、当事業年度においても、決算財務プロセスに重要な不備が存在すると判断しております。

これら開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は財務諸表に反映しております。なお、不備の是正については、決算財務報告プロセスの見直し等の対応を進めておりますが、当該統制の高度化については一定期間の運用実績を要することから、当事業年度末日までに十分な有効性を確認するには至っておりません。当該是正措置については当事業年度末日後も継続して実施しており、内部統制の整備及び運用の強化を進めております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、決算・財務報告プロセスの内部統制の整備・運用を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針であり、以下の施策を進めてまいります。

- (1) 重要な会計上の見積り項目について、その算定方法及び算定結果の確認作業、承認手続を明確化、その運用の徹底
- (2) 会計上の見積り項目の前提、使用する情報及び判断根拠を明確にし、合理的かつ客観的な評価を可能とする
- (3) 決算・財務報告プロセスにおける確認項目の見直しによる、見積りを含めた重要な勘定科目に対する統制の強化
- (4) 決算資料や開示資料のチェック体制を強化するとともに、決算作業における承認プロセスの明確化
- (5) 経理・財務担当者に対する教育の実施並びに統制運用状況の継続的なモニタリングの実施
- (6) 外部専門家の積極的かつ広範囲な活用
- (7) 事業活動の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、監査法人とより適時かつ頻度高く協議を実施

以上

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。